（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第六条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。			
職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
［略］			
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［略］	［略］	五　陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊（前号、次号及び第七号を除く。）及び自衛隊指揮通信システム隊
［略］	［略］		

改正前			
［同上］			
職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
［同上］			
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［同上］	［同上］	五　陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊（前号、次号及び第七号を除く。）
［同上］	［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛省定員規則の一部改正）

第七条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び防衛装備庁の定員）		
第一条　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一九、四九七人	うち、二七人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、四〇六人	
合計	二〇、九〇三人	

改正前		
（本省及び防衛装備庁の定員）		
第一条　［同上］		
区分	定員	備考
本省	一九、五四一人	うち、二七人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、三九〇人	
合計	二〇、九三一人	

（防衛装備庁施設等機関組織規則の一部改正）

第八条　防衛装備庁施設等機関組織規則（平成二十七年防衛省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。